



平成 22 年 12 月 21 日  
自動車交通局

**「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正に係る意見募集について**

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめているところであり、今般、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」などの改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 151 回会合において採択されたところです。

これを受けて、我が国が既に適用している規則については、当該改訂の内容を取り入れる必要があることから「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」等の一部を改正することを検討しています。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対するご意見を別紙意見公募要領のとおり募集します。

**問い合わせ先**

自動車交通局技術安全部 技術企画課：山田、鈴木  
審査課：富岡

電話 03-5253-8111（内線 42253、42254）  
03-5253-8591（技術企画課（直通））  
03-5253-8596（審査課（直通））

## <意見公募要領>

### 1. 意見募集対象

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

(別紙の事項)

### 2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

#### (1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

#### (2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

#### (3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g\_TPB\_GAB\_GKK\_KGY@mlit.go.jp

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 へて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

### 3. 意見募集期限

平成22年12月21日から平成23年1月20日まで(※必着)

### 4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

## 意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)